

令和３年第７回安芸市農業委員会定例会議事録

１．開催日時 令和３年７月２６日（月）午後１時３０分から３時

２．開催場所 安芸市役所 二階 会議室

３．出席農業委員（１３人）

会長	１番	内川 昭二
会長職務代理者	２番	野町 亜理
会長職務代理者	３番	大久保暢夫
	４番	川島 一義
	５番	千光士伊勢男
	６番	野村 勉
	７番	樋口 なぎさ
	８番	西岡 秀輝
	１０番	福本 隆憲
	１１番	西岡 大作
	１２番	山内 芳幸
	１３番	栗山 浩和
	１４番	小松 豊喜

４．欠席農業委員（１人）

９番 有澤 節子

５．出席農地利用最適化推進委員（８人）

安芸	渡辺 禎宏
伊尾木	黒岩 榮之
川北	中平 秀一
土居	入交 大輔
井ノ口	小松 昌平
畑山	小松 光正
穴内	長野 榮徳
赤野	大野 實

６．議事日程

報告第１号 農地法第３条の３届出について

報告第２号 農地法第１８条第６項解約通知報告について

議案第３号 農地法第３条許可申請について

報告第４号 農地法第３条許可使用貸借期間変更届出について

議案第５号 農地法第４条許可の取り消しについて

議案第６号 農地法第４条第１項許可申請について

議案第 7 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について

議案第 8 号 農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について

議案第 9 号 農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画による中間管理権
の決定について

報告第 10 号 農地中間管理事業法第 18 条第 7 項の農用地利用配分計画について

議案第 11 号 非農地証明願について

その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	大坪 浩久
事務局次長兼振興係長	長野 顕文
事務局農地係長	弘井 恭介

8. 会議の概要

議長 これより本日の会議を開きます。議事に入る前に事務局が諸般の報告をいたします。

事務局長 本日の出席状況を報告いたします。委員定数 14 人、出席者数 13 人です。欠席委員は、9 番有澤節子委員で、所用のため欠席との届出がございました。

次に事務の概要報告をいたします。

7 月 2 日に、県営土地改良事業推進協議会が開催され、長野次長が出席しております。

7 月 14 日に、安芸市農業再生協議会幹事会が開催され、長野次長が出席しております。

7 月 20 日に、農業委員会事務研修会が高知市で開催され、長野次長が出席しております。

7 月 21 日に、安芸市担い手支援協議会幹事会が開催され、長野次長が出席しております。

7 月 21 日に、高知市で高知県農業会議常設委員会が開催され、弘井係長が出席しております。

以上で、事務の概要報告を終わります。

議長 本定例会の日程は、本日 1 日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしと認めます。よって本定例会の日程は本日 1 日と決定いたします。

会議規則第 21 条第 2 項の規定により、議事録署名委員に西岡大作委員及び野町亜理委員を指名いたします。

それでは、報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 届出について、事務局が

説明をいたします。

事務局（長野） 議案書 1 ページになります。

報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 届出についてですが、今回は 6 件届出が出ています。相続等で農地の権利を取得した者は、農地が所在する市町村の農業委員会に届出しなければならなくなっているものです。

届出番号 1 番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は、記載のとおり赤野甲の 1 6 筆で、面積は全部で 7,061㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

届出番号 2 番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は、記載のとおり川北乙、土居の 1 3 筆で、面積は全部で 14,632㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

届出番号 3 番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は、記載のとおり伊尾木の 1 筆で、面積は 239㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

届出番号 4 番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は、記載のとおり伊尾木の 4 筆で、面積は全部で 1,661㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

届出番号 5 番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は、記載のとおり港町 2 丁目、東浜、川北甲、土居の 2 8 筆で、面積は全部で 10,097.19㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

届出番号 6 番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は、記載のとおり川北甲の 1 筆で、面積は 23㎡です。

時効取得により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

以上でございます。

議長 ただいまの報告第 1 号について、質問、意見等がございましたらお願いします。

（発言等なし）

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解していただきたいと思います。

続きまして、報告第 2 号、農地法第 1 8 条第 6 項解約通知報告について、事務局が説明いたします。

事務局（長野） 報告第 2 号、農地法第 1 8 条第 6 項解約通知報告について説明いた

します。議案書は6ページです。

届出番号1番です。賃貸人、賃借人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおりで赤野乙の1筆です。地目は田で、面積は1,200㎡となっております。

当初は平成29年8月1日から令和4年7月31日まで5年間の賃貸借権の設定がされていましたが、双方合意による解約の通知書が提出されたものです。

届出番号2番です。貸人、借人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおりで井ノ口甲の3筆です。地目は畑で、面積は全部で1,274㎡となっております。

当初は平成13年9月30日から令和3年9月29日まで20年間の使用貸借権の設定がされていましたが、双方合意による解約の通知書が提出されたものです。

以上でございます。

議長 ただいまの報告第2号について、質問、意見等がございましたらお願いします。

（質問、意見なし）

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは報告案件ですので、了解していただきたいと思います。

続きまして、議案第3号、農地法第3条許可申請についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局（長野） 議案第3号、農地法第3条許可申請について説明いたします。

議案書は7ページです。

申請番号1番です。譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり赤野甲の1筆で、地目は田で、面積は2,085㎡です。

売買による所有権移転の申請で、ナスを栽培する予定をしております。所在地につきましては、8ページの左に地図がございます。

赤野太夫屋地の吉野池の南西の方にある赤野八流地区ほ場整備区域内に位置する農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

農地法第3条第2項各号の判断につきましては、事前に送付しておりますA3サイズの農地法第3条の調査書に記載してあるとおりです。

なお、今回の申請地につきましては、写真で見てもらって分かると思いますが、現況が遊休農地でありますので、遊休農地復旧・解消計画を提出していただきました。その計画どおり作業を行い、遊休農地が解消され、来年の9月にナスを作付する予定であります。

これらのことから、本申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、現地につきましては7月15日に野町亜理委員、大野實委員に確認していただきました。

申請番号 2 番です。譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり井ノ口甲の 1 筆で、地目は畑で、面積は885㎡です。

売買による所有権移転の申請で野菜を作付する予定をしております。所在地につきましては、8 ページの右に地図がございます。

井ノ口高台寺集落の西にあり、ニッポン高度紙工業安芸工場に通じる道沿いにある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

農地法第 3 条第 2 項各号の判断につきましては、事前に送付しております A 3 サイズの農地法第 3 条の調査書に記載してあるとおりです。

これらのことから、本申請につきましては農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、現地につきましては 7 月 8 日に大久保暢夫委員、面岡大作委員、小松昌平委員に確認していただきました。

申請番号 3 番です。譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり川北乙の 1 筆で、地目は畑で、面積は1,080㎡です。

売買による所有権移転の申請で、ユズが作付されております。所在地につきましては、9 ページの左に地図がございます。

江川内原野団地の南で、特別養護老人ホームつつじの丘の東にある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

農地法第 3 条第 2 項各号の判断につきましては、事前に送付しております A 3 サイズの農地法第 3 条の調査書に記載してあるとおりです。

なお、耕作すべき農地の中に耕作状況が不十分なものが 2 ケ所ありますので、改善計画を提出していただきました。その計画どおり作業を行い、1 ケ所は今年の 10 月に野菜を作付けし、もう一ケ所は来年 4 月にユズをそれぞれ作付する予定であります。

これらのことから、本申請につきましては農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、現地につきましては 7 月 14 日に樋口なぎさ委員、中平秀一委員に確認していただきました。

申請番号 4 番です。譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり畑山甲の 6 筆で、地目は畑で、面積は1,293㎡です。

売買による所有権移転の申請で、ユズが作付されております。所在地につきましては、9 ページの右に地図がございます。

畑山押谷集落の周辺にある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

農地法第 3 条第 2 項各号の判断につきましては、事前に送付しております A 3 サイズの農地法第 3 条の調査書に記載してあるとおりです。

なお、耕作すべき農地の中に耕作状況が不十分なものがありますので、改善計画を提出していただきました。その計画どおり作業を行い、

来年４月にユズを作付する予定であります。

これらのことから、本申請につきましては農地法第３条第２項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、現地につきましては７月１２日に小松豊喜委員、小松光正委員に確認していただきました。

以上で説明を終わります。

議長 現地確認委員の報告を、申請番号１番は野町亜理委員、申請番号２番は大久保暢夫委員、面岡大作委員、申請番号３番は樋口なぎさ委員、申請番号４番は小松豊喜委員、お願いします。

２番野町委員 ７月１５日に長野さんと大野実委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

３番大久保委員 ７月８日に弘井君と面岡大作委員と小松昌平委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

１１番面岡委員 ７月８日に弘井君と大久保暢夫委員と小松昌平委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

７番樋口委員 ７月１４日に弘井さんと中平秀一委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

１４番小松委員 ７月１２日に長野君と小松光正委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。

（発言等なし）

議長 別になければ、採決いたします。議案第３号、農地法第３条許可申請については原案どおり認め、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議長 はい、全員賛成です。よって議案第３号、農地法第３条許可申請は、原案どおり認め、許可することに決定いたしました。

続きまして、報告第４号、農地法第３条許可使用貸借期間変更届出について、事務局が説明いたします。

事務局（長野） 報告第４号、農地法第３条許可使用貸借期間変更届出について説明いたします。議案書は１０ページです。

貸人、借人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおりで赤野甲の２筆です。地目は田で、面積は全部で１,０７３㎡となっております。

当初は平成１８年７月２５日から令和３年７月２４日まで１５年間の賃貸借権の設定がされていましたが、平成１８年７月２５日から令和１３年７月２４日まで２５年間の使用貸借期間に変更する契約書の写が提出されたものです。なお、他の条件に変更はありません。

以上でございます。

議長 ただいまの報告第４号について、質問、意見等がございましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議長

質問、意見等がないようでしたら、これは報告案件ですので、了解していただきたいと思います。

続きまして、議案第5号、農地法第4条許可の取り消しについてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局（弘井） 議案第5号の農地法第4条許可の取り消しについて説明いたします。
議案書は11ページをご覧ください。

申請者、申請地は議案書に記載のとおり、東浜で、地目は田、面積は全部で513㎡です。場所は12ページに地図を掲載していますので、ご確認ください。安芸市体育館の北にあるところです。

こちらは平成21年に個人住宅と、その住宅と一体的に利用する庭に転用するとのことで、農地法第4条の許可申請があり、平成21年8月28日付けで許可決定がされた土地です。しかし、庭部分については許可以来、庭として使用しておらず農地として使用しており、今後も庭ではなく、農地として使用するため、平成21年8月28日付けの許可決定を取り消し、住宅用地のみ再度、農地法第4条の許可申請し、現状に合わせるものです。

なお、現地確認については7月16日に野村勉委員、渡辺禎宏委員にいただきました。

以上でございます。

議長

現地確認委員の報告を、野村勉委員お願いします。

6 番野村委員

7月16日に弘井君と渡辺禎宏委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長

それでは、審議をお願いします。

(発言等なし)

議長

別になければ、採決いたします。議案第5号、農地法第4条許可の取り消しについては原案どおり認め、進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

はい、全員賛成です。よって、議案第5号、農地法第4条許可の取り消しについては原案どおり認め、進達することに決定いたしました。

続きまして、議案第6号、農地法第4条第1項許可申請についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局（弘井） 議案第6号の農地法第4条申請について説明いたします。

今回は2件申請が提出されております。議案書は13ページをご覧ください。

申請番号1番、申請者、申請地は議案書に記載のとおり、東浜で、地目は田、面積は349㎡、転用目的は個人住宅の建築となっております。場所は14ページに地図を掲載しています。併せて現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。先ほど、4条の取り消し協議をいた

だいた件になります。

なお、現地確認については7月16日に野村勉委員、渡辺禎宏委員にいただきました。

次に農地転用許可基準についてですが、別紙のA3サイズの農地法第4条調査書でご説明いたします。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は、第2種農地であると判断しています。理由は、土佐くろしお鉄道ごめん・なはり線芸芸駅から約430mにある農地であるためです。

続きまして2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてご説明いたします。昭和57年より住宅が建築されている土地で、北側の農地と共に農地法第4条の許可申請をし、許可決定されたもので、当該転用計画を申請地以外で申請することはできないものです。

事業者の資力や信用及び、遅滞なく転用が行われるかにつきましては、既設でありますので問題ないと判断いたします。

計画面積の妥当性につきましては、現地を確認した結果、個人住宅用地として転用面積が妥当であると判断いたします。

周辺農地への支障につきましてご説明します。当該申請地の北側は申請人所有の農地、東側は申請人所有の宅地、南側は市道、西側は同意のある農地です。雨水・雑排水は西側水路及び南側道路側溝へ放流、汚水は汲み取り式であります。平成21年8月28日付けで転用許可を受けており、転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断いたします。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、都市計画区域内となっています。

申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。

次に申請番号2番、申請者、申請地は議案書に記載のとおり、川北甲で、地目は田、面積は7.75㎡、転用目的は公衆用道路の整備となっております。場所は15ページに地図を掲載しています。併せて現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。清香園の北東約100mにある農地です。

現地確認については7月14日に樋口なぎさ委員、中平秀一委員にいただきました。

次に農地転用許可基準についてですが、別紙のA3サイズの農地法第4条調査書でご説明いたします。

1 の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は、第3種農地であると判断しています。理由は、街区の面積に占める宅地の割合が40%を超える区域内の農地であるためです。

続きまして2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてご説明いたします。現地写真で確認できますが、既に農地ではなく道路の一部となっており、始末書が提出されております。申請理由については、申請地は5月の定例会で農地法5条申請を審議いただいた土地の東側にある農地で、分筆後、4条の許可申請を行っていなかったため、今回申請されたものです。以前より道路として使用されており、始末書も提出されております。申請人や近隣住人が通行に利用するにあたり、当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

事業者の資力や信用及び、遅滞なく転用が行われるかにつきましては、既設でありますので問題ないと判断いたします。

計画面積の妥当性につきましては、現地を確認した結果、公衆用道路として転用面積が妥当であると判断いたします。

周辺農地への支障につきましてご説明します。当該申請地の南側及び北側は公衆用道路、西側は申請人所有の農地で現在、農地法第5条許可申請中、東側は現況道路となっております。雨水は北側にある溝をとおり東側水路に排水する計画です。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断いたします。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、都市計画区域外となっております。

申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっております。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。

以上でございます。

議長 現地確認委員の報告を、申請番号1番は野村勉委員、申請番号2番は樋口なぎさ委員、お願いします。

6番野村委員 7月16日に弘井君と渡辺禎宏委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

7番樋口委員 7月14日に弘井さんと中平秀一委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。

2番野町委員 申請番号1番ですが、昭和57年に住宅を建てて、平成21年に転用許可を受けたということですが、今まで地目変更をしてなかったということですか。

事務局（弘井） 昭和５７年前後で、転用の許可を受けていたらしいですが、書類を紛失したということで、平成２１年の隣接地の転用する際に一緒に転用申請を行ったそうです。

２番野町委員 転用許可から１０年以上経っていますが、取り消しの申請はできるのでしょうか。

事務局（長野） 宅地と庭部分の転用で、庭の分を転用していない場合は、計画変更を行うべきであります。申請書類の保存年限が過ぎており、高知県の方に転用計画の書類が残っていないため、計画変更ができません。このため、許可を受けた計画の取り消しを行い、住宅部分のみの転用申請を提出するようになりました。

議長 他に意見等はありませんか。

（発言等なし）

議長 他になければ、採決いたします。議案第６号、農地法第４条第１項許可申請については原案どおり認め、進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第６号、農地法第４条第１項許可申請については原案どおり認め、進達することに決定いたしました。

続きまして、議案第７号、農地法第５条第１項許可申請についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

本申請については〇〇〇〇委員が関係者でありますので、農業委員会等に関する法律第３１条第１項の規定により一時退席願います。

（〇〇〇〇委員退席）

事務局（弘井） 議案第７号の５条申請について説明いたします。

議案書は７ページをご覧ください。

申請番号１番、譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおりで、川北甲で、地目は田、面積は３３３㎡、転用目的は集合住宅の建築です。

場所は１７ページに地図を掲載しています。併せて現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。場所は春日橋を渡ったところの市道安芸伊尾木線沿いの農地となっております。現地確認については７月１４日に樋口なぎさ委員、中平秀一委員にさせていただいております。

次に農地転用許可基準についてですが、別紙のＡ３サイズの農地法第５条調査書でご説明いたします。

１の立地基準、農地性の判断ですが、こちらは、第３種農地であると判断しています。理由は、街区の面積に占める宅地の割合が４０％を超える区域内的の農地であるためです。

続きまして２の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、借人はもうすぐ５０代になる農業者で、今後、高齢により農業ができなくなった際、農業経営以外で生活の安定を図るため、貸人の農地を借用し集合住宅の建築を計画し

たものです。申請地の周囲は集合住宅や民家もあり、住宅事情や交通の利便性もあること、また、自宅の近接地で管理も容易であるため申請地を選定したものです。他に適した用地が無いとのことで、当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、融資証明依頼書を確認し、資金面で問題はないと判断いたします。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実に行われると判断いたします。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されていて、集合住宅の建築用地として転用面積が妥当であると判断いたします。

周辺農地への支障につきましてご説明します。当該申請地の北側及び西側は宅地、南側及び東側は市道を挟んで同意のある農地であります。生活雑排水は合併浄化槽で処理した後、南側の市道側溝に排水し、雨水は敷地内の集水桝から、東側水路及び南側の市道側溝へ排水する計画であります。市道側溝への接続については市建設課より許可を得ています。また、東側水路への接続についても所有者から承諾を得ています。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断いたします。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、都市計画区域外となっています。

申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、農業振興地域内で、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。

以上です。

議長 現地確認委員の報告を、樋口なぎさ委員、お願いします。

7 番樋口委員 7 月 14 日に弘井さんと中平秀一委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。

(発言等なし)

議長 別になければ、採決いたします。議案第 7 号、農地法第 5 条第 1 項許可申請については原案どおり認め、進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第 7 号、農地法第 5 条第 1 項許可申請については原案どおり認め、進達することに決定いたしました。

議案第 7 号の審議が終了しましたので、〇〇〇〇委員を呼んできて

ください。

(〇〇〇〇委員着席)

続きまして、議案第 8 号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定、申請番号 1 番についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

本申請については〇〇〇〇委員が関係者でありますので、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により一時退席願います。

(〇〇〇〇委員退席)

事務局（長野） 議案第 8 号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定、申請番号 1 番について説明いたします。議案書は 18 ページになります。

申請番号 1 番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり土居の農地 1 筆で、地目は田で、面積は 1,193㎡です。水稻を栽培しており、貸借期間は 3 年間で、賃借料は無償の条件で更新する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、19 ページの左に地図がございます。土居の溝ノ辺公園の東にある土居春日地区ほ場整備区域内に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の判断につきましては、事前にお配りしています A3 サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

以上、農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画調査書に記載してあるとおり、農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たしていると考えます。

なお、現地につきましては、福本隆憲委員、入交大輔委員に確認していただきました。

以上でございます。

議長 現地確認委員の報告を、入交大輔委員、お願いします。

入交推進委員 7 月 16 日に長野さんと福本隆憲委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。

(発言等なし)

議長 別になければ、採決いたします。議案第 8 号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定、申請番号 1 番については原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第 8 号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定、申請番号 1 番については原案どおり決定いたしました。

議案第 8 号、申請番号 1 番の審議が終了しましたので、〇〇〇〇委員を呼んできてください。

(〇〇〇〇委員着席)

続きまして、議案第 8 号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定、申請番号 2 番、3 番についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局（長野） 議案第 8 号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定、申請番号 2 番、3 番について説明いたします。議案書は 18 ページになります。

申請番号 2 番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり僧津の農地 3 筆で、地目は田で、面積は 3,768㎡です。

水稻を栽培する予定をしており、貸借期間は 5 年間で、賃借料は 10a 当たり米 1 俵代の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、19 ページの右に地図がございます。高知県農協あき北支所の北の方にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の判断につきましては、事前にお配りしています A3 サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

申請番号 3 番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり赤野乙の農地 1 筆で、地目は田で、面積は 1,010㎡です。

ナスを栽培しており、貸借期間は 5 年間で、賃借料は 10a 当たり 100,000 円の条件で更新する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、20 ページに地図がございます。赤野川の西にあり穴内、赤野の農免道路の南にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の判断につきましては、事前にお配りしています A3 サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

以上、農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画調査書に記載してあるとおり、農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たしていると考えます。

なお、現地につきましては、申請番号 2 番は福本隆憲委員、入交大輔委員、申請番号 3 番は野町亜理委員、大野實委員に確認していただきました。

以上でございます。

議長 現地確認委員の報告を、申請番号 2 番は入交大輔委員、申請番号 3 番は大野實委員、お願いします。

入交推進委員 7 月 16 日に長野さんと福本隆憲委員と確認してきました。説明ど

おり間違いありません。

大野推進委員 7月15日に長野君と野町亜理委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。

(発言等なし)

議長 別になければ、採決いたします。議案第8号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定、申請番号2番、3番については原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第8号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定、申請番号2番、3番については原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第9号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画による中間管理権の決定についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局（長野） 議案第9号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画による中間管理権の決定について説明いたします。議案書は21ページになります。農地中間管理事業を活用した案件となります。

申請番号1番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり黒鳥の農地2筆で、地目は田で、面積は全部で1,306㎡です。作物は転借人がシシトウを栽培する予定をしております。貸借期間は4年間で、賃借料は60,000円の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、22ページの左に地図がございます。黒鳥公民館の東の方にある黒鳥地区ほ場整備区域内に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

申請番号2番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり赤野乙の農地1筆で、地目は田で、面積は648㎡です。作物は転借人がナスを栽培する予定をしております。貸借期間は10年間で、賃借料は10a当たり57,000円の条件で更新する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、22ページの右に地図がございます。土佐くろしお鉄道ごめん・なはり線赤野駅の北の方にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

以上、農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画調査書に記載してあるとおり、農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積

計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えます。

なお、現地につきましては、申請番号1番は野村勉委員、渡辺禎宏委員、申請番号2番は野町亜理委員、大野實委員に確認していただきました。

以上でございます。

議長 現地確認委員の報告を、申請番号1番は渡辺禎宏委員、申請番号2番は大野實委員、お願いします。

渡辺推進委員 7月16日に弘井君と野村勉委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

大野推進委員 7月15日に長野君と野町亜理委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。

(発言等なし)

議長 別になければ、採決いたします。議案第9号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画による中間管理権の決定については原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第9号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画による中間管理権の決定については原案どおり決定いたしました。

続きまして報告第10号、農地中間管理法第18条第7項の農用地利用配分計画について、事務局が説明をいたします。

事務局（長野）議案書23ページになります。

報告第10号、農地中間管理法第18条第7項の農用地利用配分計画について説明いたします。

貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり黒鳥の農地1筆、地目は田で、面積は2,092㎡です。ナスを作付する予定をしており、貸借期間は約15年間で、賃借料は10a当たり70,000円の条件で設定する計画です。このたび、6月22日付けで、高知県知事から賃借人が決定したことの通知が届きましたので、報告するものです。

以上でございます。

議長 ただいまの報告第10号について、質問、意見等がございましたらよろしく願いいたします。

(発言等なし)

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

続きまして、議案第11号、非農地証明願についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局（弘井）議案第11号、非農地証明願について説明いたします。議案書は2

4 ページをご覧ください。

申請人、申請地は議案書記載のとおりで、登記簿地目は畑、現況地目は宅地、面積は全部で389㎡となっております。現地の所在地の地図は25ページに掲載しております。市道安芸井ノ口線からニッポン高度紙工業安芸工場に行く道の途中にある農地です。現地の写真をお配りいたしますので、ご確認ください。

現地は、平成18年頃より竹や樹木が生えてきて竹藪となり現在に至っております。申請地に生えている樹木等の状況を確認し、安芸市農業委員会の非農地証明書発行基準である15年以上を経過していて、非農地の証明が可能であると判断いたします。

現地につきましては7月8日に大久保暢夫委員、面岡大作委員、小松昌平委員に確認していただきました。

以上で説明を終わります。

議長 現地確認委員の報告を大久保暢夫委員、面岡大作委員、お願いします。

2 番大久保委員 7月8日に弘井君と面岡大作委員と小松昌平委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

1 1 番面岡委員 7月8日に弘井君と大久保暢夫委員と小松昌平委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。
(発言等なし)

議長 他になれば、採決いたします。議案第11号、非農地証明願については、申請どおり認定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員挙手)

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第11号、非農地証明願については、申請どおり認定することに決定いたしました。

以上で、議案審議は終了いたしました。

それでは、その他の件について、事務局から説明いたします。

事務局（長野） 来月の定例会は8月25日の水曜日の午後1時30分より行いますので、出席をお願いします。

農業者年金推進の研修会（9月8日開催）、農業委員会全員研修会（10月～11月開催予定）の内容、日程等が決定したらお知らせします。全国農業担い手サミットは、リモート開催が決定しました。

事務局（弘井） 農地利用状況調査について、お配りしている資料を元に8、9月に確認をしていただきますのでよろしくお願いいたします。

(資料に基づいて説明する。)

議長 以上で本日の定例会日程はすべて終了しました。